Yukikaze Technology パートナー提携規約

貴社（以下、甲と記す）と、チームYukikaze Technology（以下、乙と記す）は、下記第一条から第十三条の通りにパートナー契約を締結する。

第一条（目的）

本契約は、乙の大会出場活動に対し、甲が受けることができる特典の詳細を定めるとともに、

甲乙両者の権利等について定めることを目的とする。

第二条（契約期間）

契約期間は乙が今季の大会が完全に終了し、乙の今季の活動が終了した時点で満期とする。

契約期間の延長は、再度契約を締結し直すものとする。

第三条（正式名称）

甲は「2021 Yukikaze Technology オフィシャルパートナー」を正式名称とする。

第四条（協賛メリット）

甲は大会でのロゴ掲載、乙の公式ホームページにロゴ掲載または組織名掲載の特典を得ることができる。特典の詳細は以下に記す

・25万円未満の資金提供を行った場合、5センチ×5センチの甲のロゴをチームTシャツおよびロボットに掲載、組織名を乙の公式ホームページとチーム資料に記載するものとする。

・25万円以上、50万円未満の資金提供を行った場合、15センチ×15センチの甲のロゴをチームTシャツおよびロボットに掲載、5センチ×5センチの甲のロゴを大会でのボードに掲載し、500px×500pxの甲のロゴを乙の公式ホームページと、5センチ×5センチの甲のロゴをチーム資料に記載するものとする。

・50万円以上、75万円未満の資金提供を行った場合、30センチ×30センチの甲のロゴをチームTシャツおよびロボットに掲載、15センチ×15センチの甲のロゴを大会でのボードに掲載し、500ピクセル×500ピクセルの甲のロゴをと、甲の組織紹介文（100文字以内）を乙の公式ホームページに、15センチ×15センチの甲のロゴをチーム資料に記載するものとする。

・75万円以上、100万円未満の資金提供を行った場合、50センチ×50センチの甲のロゴをチームTシャツおよびロボットに掲載、30センチ×30センチの甲のロゴを大会でのボードに掲載し、500ピクセル×500ピクセルの甲のロゴをと、甲の組織紹介文（200文字以内）を乙の公式ホームページに、30センチ×30センチの甲のロゴと、甲の紹介スライドをチーム資料に記載するものとする。

第五条（対価）

甲は乙に対して以下の①から⑤のうち1項目以上、甲の運営を阻害しない範囲で行うものとする。

1. 甲は乙に対して、金200万円以下（うち消費税等を含む）を支払うことを対価とする。ただし、金額は甲が選ぶことができ、乙は対価の金額を指定できない。
2. 甲は大型ロボットを製作できる室内のスペースの貸し出しを乙に行う。ただし、使用における費用（電気代など）は全額甲の負担とする。
3. 甲は運営面もしくは技術面での指導ができる人物を一人以上乙のメンターにする。ただし、メンターの人件費は甲が行うものとする。
4. 甲は乙がロボットの製作のために使う工具もしくは部品を乙に貸し出す。ただし、乙が貸し出された物品を損傷させた場合、乙の負担とする。

第六条（支払い方法）

甲は、乙からこの契約の締結後１ヶ月以内までに提出を受けた請求書に関し、翌月末日までに乙指定の銀行口座に現金にて振り込むことで支払う。なお、その際の振込手数料は甲の負担とする。

第七条（法令の遵守）

甲及び乙は、本契約に基づく業務を遂行するに当たっては、関連する法令を遵守するものとする。

第八条（反社会勢力との取引排除）

甲および乙は、契約に至って、反社会勢力との取引を一切しないとする。取引が露呈した場合、契約の解除（第十一条）等の処置をとる。

　また、北海道暴力団の排除の推進に関する条例（第16条-2）に基づき、甲は暴力団員を従業員に含んでいないことを認め、契約後に含んでいたことが露呈した場合、乙は甲に催告することなく契約の解除を行う。

第九条（不可抗力条項について）

まず、ここでいう不可抗力とは、台風・大雨・地震・火災・伝染病・テロ・戦争・メンバーの辞退・支援金の不足・大会の不実行とする。

乙が不可抗力によって大会不参加、解散した場合、乙から甲への返金は一切行わない。その場合、甲が乙に行った対価の使用方法は募金、他チームへの支援に回すものとする。

第十条（機密保持）

甲又は乙は、本契約期間中または期間満了後を問わず、本業務に関して知り得た秘密を第三者に漏洩してはならず、また本契約の遂行以外の目的に使用してはならない。

第十一条（契約の解除）

甲および乙が契約の解除を申し出た場合、速やかに契約を解除するものとする。

契約の解除に至っては、乙から甲への返金は行わない。ただし、第五条での②から⑤の対価を支払った場合、契約前の状態に二週間以内に戻すものとする。また、契約の解除をした場合、乙から甲への報酬は一切行わない。

第十二条（裁判管轄）

本契約に関する一切の争訟は、札幌地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第十三条（信義則）

本契約に定めのない事項又は本契約条項の解釈上の疑義については、甲・乙協議の上、これを解決する。

以上、本契約締結の証として本書２通を作成し、甲乙記名捺印の上各１通を保有する。

　　　　　　　　　年　　　　　　　月　　　　　　　　　日

甲：組織名　　　　　\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_

　：住所　　　　　　\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_

　：代表取締役　　　\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_

乙：チーム名　　　　Yukikaze Technology

　：チームリーダー　　　鈴木　瀬那